平成２１年（フ）第２５号
大分県中津市大字中殿522番地の１
債務者　西崎　理紗
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第４７号
大分県中津市大字合馬115番地の１
債務者　上　　晃史
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１４０号
宮崎県日向市大字財光寺3612番地４
債務者　中瀬　洋代
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１０７号
宮城県遠田郡美里町字桜木町185番地２
債務者　廣田奈穂子
１　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
宮城県遠田郡美里町北浦字天王筒143番地
債務者　菅原　　隆
１　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
長野市大字高田504番地レオパレスティエラ103、前住所長野県茅野市ちの318番地９レオパレスソフィア102号
債務者　小林　康浩
１　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
長野県下高井郡山ノ内町大字戸狩337番地のロ
債務者　下田　千廣
１　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
兵庫県伊丹市西台２丁目５番22―402号
債務者　辰己奈緒子
１　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１９１号
兵庫県川西市小戸３丁目１番11号
債務者　中田　眞一
１　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２９８号
兵庫県西宮市神明町８番２―410号
債務者　神里　直美
１　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４６２号
兵庫県西宮市名次町11番20号
債務者　谷村稚香子（旧姓植野・東川）
１　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４９８号
兵庫県尼崎市浜１丁目７番43―710号
債務者　野呂　　薫
１　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４０号
兵庫県揖保郡太子町下阿曽248番地１
債務者　加藤　　隆
１　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第２８号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字中藪410番地
債務者　竹田　和代
１　決定年月日時　平成21年６月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第２９号
徳島県美馬市脇町野村4224番地１
債務者　藤本　悦夫
１　決定年月日時　平成21年６月19日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第３１号
徳島県三好郡東みよし町加茂5038番地１
債務者　向井　良子
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第４２３号
福岡県中間市中央１丁目７番５号
債務者　坂本　真一
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５７５号
北九州市八幡西区町上津役西４丁目７番27号
債務者　山口　晴久
１　決定年月日時　平成21年６月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部